

令和6年12月6日

植 屋 伸 一 様

〒640-8158

和歌山市十二番丁10番地（本山ビル3階）

和歌山合同法律事務所

弁護士 戸 村 祥 子

Tel:073-433-2241 FAX:073-433-2767



送 付 書

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。突然、このようなお手紙を受け取られ、さぞ驚かれたことと存じます。当職は、弓場秀昭氏（以下「弓場氏」といいます。）から依頼を受けた和歌山弁護士会所属の弁護士です。

さて、突然ですが、貴職は、弓場氏が、有限会社ホームヘルパーサービスみらい、阪南市及び泉南市を被告として、平成26年に大阪地方裁判所堺支部第1民事部に提訴した損害賠償請求事件（平成26年（ワ）第1407号）を担当されたことをご記憶でいらっしゃいますでしょうか。本件は、弓場氏が事業所から突然違法に訪問介護サービス契約を解約されたとして、解約の無効を争うとともに、保険者である阪南市及び事業所所在地の地方公共団体である泉南市が、事業所に対する指導や大阪府知事に対する通知義務等を怠ったとして損害賠償を請求した事件でした。

本件訴訟において、貴職は、一度は和解の提案をなさったようですが、被告らがこれを拒否した結果、最終的には弓場氏の訴えを棄却する判決を出されました。その後、弓場氏は本件について控訴、上告しましたが、弓場氏の訴えは認められないまま本件訴訟は終了してしまいました。

もともと、本件訴訟手続きにおいては、弓場氏と代理人との間の意思疎通がうまくいかなかったことなどの理由により、十分な証拠資料を裁判所に提出することができていませんでした。すなわち、被告らの主張の誤りを立証できるだけの証明力のある、訴訟前における弓場氏と事業所の関係者や市の担当職員との会話の録音や、市などから受領していた公文書等が当時からあったにもかかわらず、これを裁判所に提出することができないまま、本件一連の訴訟は敗訴という形で終結し

てしまったのです。また、第一審の和解の席上における、被告からの不当な横やりも、貴職の判断を誤らせることにつながったのではないかと弓場氏は強く感じています。

本件については既に上告も棄却されており、今後、正式に司法の場で争うことはできなくなってしまいました。しかしながら、弓場氏としては、誤った事実に基づき、自らが、訪問介護サービスを解約されてもおかしくないような非常識な人物として濡れ衣を着せ続けられることは、どうしても納得できないという強い気持ちをお持ちです。

つきましては、この度、あらためて当職と弓場氏において、当時裁判所に提出されなかった資料も含めて整理をいたしました。弓場氏作成のお手紙とともに、これらの資料を総合的にご覧くだされば、弓場氏の主張が正しいことは、きっとお分かりいただけると思います。

上記訴訟の第一審判決から長い時間が経過してはおりますが、どうか弓場氏の気持ちをご理解いただき、これらの資料にお目通しいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

謹啓

突然のお手紙恐れ入ります。また72歳の障害者の乱文をお許し願います。
どうか尾羽を枯らした、半身肢体不自由な高齢障害者の願いを、お聴き下されば幸いです。

私は花王株式会社墨田事業場に勤務中の2008（平成20）年12月22日に、左脳皮殻出血を発症し、一命は取り留めたものの、同「片麻痺後遺障害が残り、大阪府身体障害者2級（右上肢機能障害、右下肢機能障害、言語機能障害）により、退職止むなきに至りました。私は長姉が住む福井県の福井総合病院で半年間のリハビリ入院後、現在の阪南市の自宅に戻り、保険者の阪南市からは、現在は「要介護3」の認定を受け、泉佐野市にある介護支援専門事業所と、指定介護事業所と締結して、一人「車椅子」の生活を続けています

さて、植屋伸一裁判長は、もうお忘れと存じますが、私は平成26年に、泉南市（有）ホームヘルプサービスみらい（以下みらいと呼ぶ）と、泉南市、阪南市らを相手に、大阪地方裁判所に訴訟提起しました（大阪地裁「平成26年（ワ）第1104号」）。

同訴訟は、みらいと、保険者の阪南市、さらに保険者でない泉南市職員らが、次の事業所に引継ぎさせないまま、即日介護断絶したのは違法であり、居宅介護サービス契約を突然集団で解約したことに対して、事業所及び行政の債務不履行を理由とする損害賠償を求めて提起した訴訟でしたが、当時植屋伸一裁判長がご担当されました。平成28年6月2日午前10時からの尋問終了後、別室で、私と当時私方弁護士の山田直子弁護士に対し、植屋伸一裁判長は面談をされました。車椅子の私に植屋伸一裁判長は、私には今も忘れられない本当にお優しい笑顔で、「弓場さんは花王に、お勤めされていた様ですが、今日初めてお会いしますが、弓場さん大変でしたね。分かりました。久しぶりに優秀な山田弁護士の弁護を聞かせてもらいました。弓場さんは、山田弁護士お一人がおられれば、相手の弁護士は 何人いても大丈夫ですね。賠償金は通常の2倍の60万円で和

解しませんか」と、和解を進言されました。私は同年6月13日に和解勧告案を、山田弁護士にメール送信し、裁判長の進言に従い、準備していました（平成28年6月13日和解案山田弁護士へ提出メール）。

しかし、山田弁護士から聞かされていた、予定の判決日が突然3カ月以上も延期され、しかも下された判決の内容は、植屋裁判長が真に笑顔で、私に進言されていた解約の不当性を認める判決ではなく、とても信じられない、またあまりにも荒唐無稽で不合理極まるものでした。

さらに高裁に至っては、市町村職員が当時から自らの違法行為を正当化する為に、事実を捻じ曲げた「虚偽の市公文書」までを、本人が言っているからと考えられない理由で事実認定する等、当時の事実と相違する訴訟後に創作された、現実に存在しない架空話のストーリーを認定しました。結果植屋裁判長の第一審判決を追認して、被告らの訴訟後に新たに創作した不合理な主張を事実認定しました。

司法は、みらいが介護断絶をするきっかけとなったヘルパー4名が要請したヘルパー会議は、実際は存在しないにもかかわらず、この虚構ヘルパー会議が、平成24年12月5日に行われたと認定しました。

すなわち、みらいの西之坊代表者と妹の奥永責任者ら（法廷でも経営者姉妹関係を秘匿）は、平成24年12月5日午後2時の時間帯は、片や（訴訟後の法廷では）泉南市役所で阪南市と泉南市職員らに対し、4人のヘルパーからは「これ以上訪問すると、弓場さんが包丁やナイフを持って4名ヘルパー全員殺して、自殺すると言いかねない」と訴えられたので、介護断絶すると伝えると、両市職員らも介護断絶を了解してくれたと主張しました（甲8）。しかし片や訴訟以前のみらい西之坊代表は、同日、同時時間帯のみらいの事務所のヘルパー会議では、経営者姉妹らに対して、4名のヘルパーからは、「全員は西之坊と奥永姉妹が、弓場さんと良い関係を創ろうとしないので、これ以上訪問したくない」と訴えられたので、介護サービスを断絶せざる得なくなり（甲37）、17時頃に阪南市の

梶間職員にその旨を伝え、阪南市南真一らは同介護断絶を認めた（甲24：西之坊が梶間に電話17時）と、主張していました。いずれにせよ訴訟後も訴訟以前も被告3者全員で、架空ヘルパー会議（幽霊ヘルパー会議）を創作していたのです。もちろん現代科学では、同一の事象が別空間に発生することは、あり得ません。

このように、法廷ではヘルパーから重要な訴えがあったと主張するにもかかわらず、この「ヘルパー会議」が行われた時間帯についても、一切記録に残されておらず、代表者は時間帯について記憶にないと尋問の際にも強弁しました。このような支離滅裂な主張からすれば、こうした「ヘルパー会議」は存在しなかったことを自ら証明していたのです。

さらに言えば、訴訟以前の阪南市の南真一ら3職員らは、泉南市やみらいに騙されて、平成24年12月5日のみらいの介護断絶を阻止できなかった（甲24：梶間聖子主張）と、1年半嘘をついて私に謝罪していましたが、平成26年7月11日に泉南市役所での被告3者の秘密裏の、介護断絶を私に見抜かれ、問い詰められると、「ヘルパー会議の時間帯は不明だが、12月5日の17時頃に突然みらい西之坊代表者から、同介護断絶を知らされた為、急遽同介護断絶を制止する為に、泉南市役所に野口明子、みらいら9名全員を午後17時～17時40分まで会議を招集した」と、自筆で事実改ざんの虚偽文書を提出していました（甲64：南真一事実改ざん市文書）。

しかし法廷で泉南市野口職員は、みらいが14時～18時半頃まで会議を招集したと、全員ハチャメチャな偽証を続けました。但し田脇ケアマネージャーは、同会議は14時～16時には終了したので、阪南市3職員らは職場に戻らず自宅に直帰したが、12月であっても明るかったので、事務所に帰り残務処理していたと証言していました。

しかし司法は、「虚構の架空ヘルパー会議と、泉南市役所での被告らの支離滅裂な時間の供述、虚偽の介護断絶の理由を、事実である」と認定しました。なお

第一審予定の判決日が、突然3カ月以上延期される前の、平成28年6月2日尋問終了後の別室で、植屋裁判長が「久しぶりに立派な弁護を聞かせてもらった」と、褒めていた山田弁護士は、私が訴訟以前から保持していた阪南市が作成した謝罪文書類を法廷に提出されませんでした（甲26：阪南市真一謝罪文書、甲27：三者合同介護断絶隠匿の本件事実経緯、甲49：南真一謝罪総括、甲51：福山市長の南真一、梶間聖子不当介入処分、市職員甲54の1：謝罪録音と反訳文、甲77：安田副市長のみらいへの早急の処分約束）。私は口惜しい限りでしたが、それでも紺屋裁判長が立派な弁護と言って私の主張を公正に認めて下さり、60万円の賠償金を提示してくださいましたので、安心していました。

しかし上述通り、突然予定の判決日が3カ月も延長され、真逆の判決を下されました。青天の霹靂で、何があったのか信じられませんでした。

以来私は10年間、「ヘルパーらに恐怖を与える継続し難い不信行為者」のレッテルを貼られ、半身不随の高齢障害者には限られた日々を、破落戸障害者の濡れ衣を着せられたまま、46時中苦しい日々だけでなく、犯罪者の様な破落戸障害者として死んで逝かねばならなくなりました。

しかし花王株式会社入社以来、花王マンとしての「月のマークのバッジ」と誇りを胸に、昼夜東奔西走し、精進し続けた私にとりましては、死んでも死に切れません。口憚りますが花王の丸田会長は平成6年3月24日にご退任されましたが、退任のご挨拶で和歌山工場を訪問後、西日本をカバーする大型自動倉庫を有する、堺ロジステイクスセンターの、新建屋建設の生産部門の部屋に勤務していた、私を訪ねて下さる程、私の事を気にかけて下さっていました。しかし裁判所から「危険なごろつき障害者」に認定された私は、実姉弓場順子、私の友人、花王の仲間、特に丸田芳郎会長にも申し訳なくて、死んでも死に切れません。

（最高裁へ請願書、みらい直前にサービスした大矢ヘルパー発起人署名活動簿）

1 この度私が失礼を承知ながら、お手紙を差し上げたのは、笑顔で私に和解を進言された、植屋伸一裁判長は、突然判決を3カ月も延期し、私を「みらいの

サービス責任者に杖を振り翳したり、16名のヘルパーにセクハラ・パワハラを続けた、危険な障害者」と断じた、判決を下されたのは、きっと「前件和解調停中の、被告阪南市との話し合いの中で、当初の裁判長の判断を180度、変える情報を「掴まされた」からであったと、今でも信じています。当初の判断を変えられたのは、植屋伸一裁判長は本当に、優しいお人であったからだとも今も信じています。もうすぐ死んでゆく72歳の、半身肢体不自由の障害者は嘘を言っても仕方ありません。

ただ命綱である介護サービスを必要とする、全国の肢体不自由の障害者の為にも、また全国の障害者らが、私と同じ様に、役場の職員らは嘘を言ったり、人を貶めたり、まさか悪い事はしないだろうと信じて相談すると、私の様な酷い仕打ちを受けない為にも、また訴訟提起をして二次被害を受けない為にも、最後迄正しい事実をお伝えしたいのです。

きっと笑顔の優しい植屋伸一裁判長は、前件訴訟被告の阪南歴代市長、同証人南真一、泉南歴代市長、同証人野口明子、姉妹関係を隠匿した（有）みらいヘルプサービス事業所の、経営者姉妹の西之坊恵美子、奥永智栄子らに、まんまと騙されて、完全に誤った判決に至ったと信じています。

2 私が上で述べた通り、私は植屋裁判長の判決を逆転されたのには、私の知らない所で、異常な力、変化が起きたとしか考えらなかったのです。すなわち私には、ひょっとしたらと思う節がありました。それはみらいの後に取引した事業所の事でした。

その事業者は、みらいの後に契約していた事業所（泉南市のあさひ事業所、以下「あさひ」といいます）でしたが、実は上記尋問の約3週間前の平成28年5月12日に、突然介護サービス契約を解除しました。私の津田ケアマネージャーからは、あさひが不正受給を行っていることや、不正受給が見つかるとう契約自体を破棄出来る様に、私に対する誹謗中傷を行っていると言ったため、同年5月11日に、私から社長と話がしたいと申し入れた翌日のことでした。

後日判明しますが、実は、あさひは、私との契約を解除した日、朝いちばんに阪南市役所の介護保険課を訪れ、「私が姉に暴行を加えた、母親を虐待していた、あさひのヘルパーらにセクハラやパワハラを行っていた」などという、みらいと同様、ありもしない事実を書き綴った文書を提出していました。当該文書の存在は、平成28年9月12日に大阪地裁岸和田支部に証拠保全を申し立てたことで明らかになりました（当初、あさひは個人情報の開示を拒否したのです）。一方、阪南市は、あさひが阪南市を訪問して文書を提出していたことを一切認めず、情報開示にも応じませんでした。その為私は、「あさひ」事業者が、阪南市へ提出していた、誹謗中傷文書類は捏造であり、契約解除に正当性はなく、また阪南市も同捏造文書を利用して、前件訴訟において司法の判断を誤らせた事を証明する為に、平成30年3月に訴訟提起しました。（平成30年(ワ)第114号 損害賠償請求事件）。その中でようやくあさひは阪南市と面談し、私の不信行為について書き連ねた文書を同市の訴訟相手の弁護士にも提出していた事を、最終書面で認めるに至ったのです。（同訴訟あさひ乙7号証、甲54：岸和田地裁証拠保全決定で受領した、あさひ保管文書）

なお、当該訴訟では、私の家族に対する暴行や虐待、ヘルパーらに対するハラスメント行為も存在しないということを認めていただき（甲90証：姉順子の陳述書、母親生家旅行写真）、一審では納得がいかなかった賠償額についても控訴審で増額してもらい和解で終了しています。

- 3 ところで、前件植屋裁判長尋問後、数回重ねた和解の席上で、植屋裁判長が私の代理人であった山田弁護士に対し、私がみらいの後の事業所でどうしているかをお尋ねになったと聞きました。山田弁護士は、「事件後のことであり、知りませんと答えました」と言っていたのですが、裁判長はなぜそのようなことをお聞きになられたのでしょうか。

私には、和解中阪南市が、あさひから差し入れられた文書に記載されていた私の不信行為を裁判長にお伝えし、みらいの後の事業所でも解約されている

という情報を聞かされた裁判長が、それが本当なのか、真実、弓場という人物はどのような人物なのか知りたいと思い、そのような質問をされたのではないかと考えてならないのです。そして、山田弁護士からは「知らない」という答えのみが返されたため、別の事業所でもヘルパーらに不信行為を行うような人物を、この訴訟で勝たせるわけにはいかないと考えを変え、あのような判決を書くに至ったのではないかと思います。

- 4 しかしながら、みらいにおける不信行為もあさひにおける不信行為も存在しません。阪南市が、尋問の場で、あさひとの契約解除の件を正面から質問し、答えていたのであれば、ここまで私は引っ掛からなかったと思います。本来全国民に中立公正であるべき行政が、こそこそこのような行為を行い、私の家族まで貶めたことを、私は断じて許すことはできません。阪南市（ないし市の職員）が行ったことは、良心にしたがって真実を述べると誓って証言すべき神聖な法廷を侮辱するものであり、かつ、裁判所の適正な審理、判断を歪める、いわば訴訟妨害ともいうべき行為だと私は考えます。

前件訴訟で敗訴し、無実の濡れ衣を着せられた障害者のトラウマを誰も、理解してくれないかもしれませんが、植屋伸一裁判長の判決は、誤認判決であり、行政が訴訟後に創作した脚本であります。私にとって「事実」は事実で、しかなく、死ぬまで虚偽を事実と認めることはできません。植屋伸一裁判長も、私と同様、地方公共団体職員と、姉妹関係を秘匿した介護事業所「みらい」経営者姉妹らに、まんまと騙された被害者であると確信しています。きっと植屋伸一裁判長は、お優しいので、平成28年6月2日に判断した事は正しかったのですが、阪南市方弁護士らの和解打ち合わせ中の、悪質な虚偽の入れ知恵に惑わされて、「弓場は『みらい』だけでなく、後の「あさひ事業所のヘルパーらだけでなく、家族に迄不埒な事をする危険な障害者であれば、何か事が有れば取り返しのつかない事であると、当初の判決を取り替えた」と拝察します（堺支部同訴訟和解記録）。今回の件ではある意味、不当な情報操作により正しい結論

を導くことを妨害された、裁判官も被害者といえるでしょう。

5 山田弁護士は、裁判所は介護保険法に基づいた公正な正しい判決をしてくれると言って、阪南市副市長、南真一、梶間聖子、植田さよ職員ら、行政が訴訟前に、発行していた謝罪公文書や、「みらい」、泉南市野口明子職員らの虚偽の録音を提出されませんでした。それでも確かに植屋伸一裁判長は、平成28年6月2日には、「久しぶりに山田弁護士の立派な弁護を聞かせてもらいました」と言われ、私に和解案を進言してくださいました。

6 どうか46時中の半身疼痛を堪えて、真夜中も片手でキーボードを打ち、植屋伸一裁判長に、不躰にお届けの、弓場の10年間の苦渋が詰まった本書類を最後迄一読下されば、植屋伸一裁判長も被害者であった事が明確になり、被害者を装う嘘と欺瞞で法廷を侮辱する、行政職員らの悪質さをお分かり頂けるかと思います。

全国の尾羽を枯らした半身不随の介護を必要とする障害者らに残された尊厳、年金、矜持を奪う「指定介護事業者や、保険者職員からの有無を言わせぬ、即日の介護サービス断絶」を、合法化する判例が残されましたが、決して訴訟後に指定介護事業者と、仲の良い市職員らが、狡猾卑劣にも創作した、現実に存在しない作り話に騙されない為にも、指定介護事業者の義務保管記録である、時系列の帳簿式の「苦情記録」や、介護サービス会議検証無しに、誤った判決をされない様に、お願い申し上げます。

平成30年の事件において大阪地方裁判所岸和田支部へ提出しました、訴状、被告らの録音、訴訟前の謝罪市文書等の証拠書類を、植屋裁判長がご覧下されば、前件訴訟は、明らかな審理不尽の誤認判決であったとご認識頂けます。

7 最後に、令和3年度の市町村への高齢者虐待の相談・通報件数は、要介護施設従事者によるものが2,390件（前年度より293件、14.0%増加）、要介護者によるものは36,378件（同604件1.7%増加）でした。私の様に、裁判所や行政から無実の濡れ衣を着せられ、家族まで社会抹殺され、

死ぬまで苦しめられる不条理な仕打ちを受ける障害者が、決して無い様に、また地方公共団体職員らの、法廷での大嘘の「宣誓」は絶対許されないと、厳粛・神聖な法廷をどうか守っていただきたく、失礼ながらお手紙を差し上げました。

謹白